

🎧 議会だより ふたば

第113号
平成27年11月

発行：福島県双葉町議会
編集：双葉町議会報編集委員会
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19番地の4
☎0246-84-5200（代表）



ふたばワールド2015 in ならは ～10月10日～

一緒に創ろう…ふたばの明日!

主な内容

平成27年第3回定例会

- ・このようなことが決まりました …… P2～5
- ・一般質問 …… P6～10
- 全員協議会 …… P11
- 議会のうごき …… P12



平成27年第3回議会定例会は、9月10日から17日までの8日間の日程で開かれました。

平成26年度各会計決算の認定をはじめ、条例の改正、補正予算などの議案が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。内容は次のとおりです。

**第 3 回
定 例 会
9月10日~17日**

条例改正

**原案可決
賛成全員**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い改正するもの。

● **双葉町個人情報保護条例の一部改正**

町が保有する特定個人情報について適正な取り扱いを確保するとともに、利用及び提供の制限、利用停止等を実施するために必要な措置を講じるためのもの。

● **双葉町手数料徴収条例の一部改正**

通知カード及び個人番号カードの再交付の事務に係る手数料を定めるほか、住民基本台帳法が一部改正され、住民基本台帳カードが廃止されることに伴う所要の措置を講じるためのもの。

町道路線の認定

**原案可決
賛成4人 反対3人**

大字寺沢地内の1路線を町道として認定するもの。

● **路線名 双葉インター線**

常磐自動車道追加インターチェンジ設置整備による連結道路として県道井手・長塚線を起点に、常磐自動車道本線を終点とする延長1,521.1mの道路整備を図るもの。

《討論》

・ **反対**

新しい町道よりも今壊れている町道を速やかに直す方の予算が先だということと、全体的に言うと、双葉町に入れる迷惑施設分の税金をかけてほしいという交渉をしてからだということ。パイロット搬入も含めて受け入れるだけ受け入れる町の体制に関して納得できないので、この議案は反対いたします。
(菅野議員)

・ **賛成**

将来の双葉町の復興につながる重要なインターチェンジに伴う町道路線だと思っておりますので、賛成いたします。
(岩本副議長)

人 事

**原案同意
賛成全員**

● **双葉町教育委員会委員の任命**

おお く ぼ とし み
(再任) **大久保 敏己** さん

諮 問

**適任答申
賛成全員**

● **人権擁護委員の推薦につき
意見を求めること**

くら た み さ こ
(再任) **倉田 美佐子** さん



平成27年度補正予算

原案可決
賛成全員

●一般会計

歳入歳出それぞれ10億8,749万円を追加し、総額98億4,952万9千円。

【歳入の主なもの】

- ・地方交付税・・・2億9,784万4千円追加。
- ・国庫支出金・・・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金や福島再生加速化交付金など5,530万2千円追加。
- ・県支出金・・・地域医療介護総合確保基金事業補助金や常磐自動車道追加インターチェンジ整備交付金など2億4,825万6千円を追加。
- ・繰越金・・・前年度繰越金として4億7,336万円を追加。

【歳出の主なもの】

- ・総務費・・・コミュニティーセンターのさく井工事など3,080万円を追加。
- ・民生費・・・地域密着型サービス等整備助成事業補助金や介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金など4,155万1千円を追加。
- ・土木費・・・常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業負担金など2億1,183万7千円を追加。
- ・諸支出金・・・財政調整基金や東日本大震災復興基金などへの積立金として7億7,286万6千円を追加。

【債務負担行為】

- ・常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業
期 間 平成27年度から平成31年度まで
限度額 27億5,900万円

●国民健康保険特別会計

歳入歳出それぞれ1億1,292万3千円を追加し、総額17億5,588万円。

●公共下水道事業特別会計

歳入歳出それぞれ11万4千円を追加し、総額3億584万2千円。

●介護保険特別会計

歳入歳出それぞれ9,650万2千円を追加し、総額10億5,142万8千円。

●後期高齢者医療特別会計

歳入歳出それぞれ4,154万1千円を減額し、総額2,551万7千円。

平成26年度決算

原案認定 賛成全員

(決算の認定)

【一般会計・特別会計決算】

歳入	512億4,723万8,603円
歳出	504億0,529万4,684円
差引	8億4,194万3,919円

平成26年度決算は、上記のとおり認定されました。詳しい内容は、広報ふたば11月号4～6ページをご覧ください。

双葉町一般会計・特別会計歳入歳出決算 及び基金運用状況に関する意見書



【総合審査意見】

平成26年度双葉町一般会計並びに特別会計の審査については、予算執行状況は適正と認められました。

一般会計並びに特別会計について、歳入決算総額は前年度に比べ414億3,388万8千円(422.2%)の増、歳出決算総額は414億527万1千円(460.1%)の増となっています。

不納欠損額については、一般会計、特別会計あわせて735万6,653円、収入未済額は5,659万4,816円です。

双葉町財政健全化については、平成26年度単年では11.4%であり、実質公債費率14.8%(3カ年平均)で、18%を下回っております。

基金は、後年度の財政負担を考え、また、中間貯蔵施設関連の交付金が国及び県から交付されたことにより、平成26年度は419億8,135万1,969円積み増しをして、現在高は524億4,167万9,159円となっています。

双葉町の財源は9割以上が依存財源であり、予算の執行については効率と効果が求められます。補正予算を議会に提出する場合は、予算執行状況を確認するなど、検討を尽くし提出願いたい。

東日本大震災から4年半が経ちますが、暮らし方は様々で落ち着かない人が多いのではないのでしょうか。特に高齢者は健康や居住場所を思案しながら不安を感じているのではないかと考えますので、生活支援を行いながら道筋を示してほしいものです。

介護保険料(基準月額)の高い上位20市町村が新聞報道され、双葉郡においては、広野町、川内村を除く6町村が入り、双葉町は全国第5位となっております。健康福祉課でも対策の検討がされているようですが、避難指示解除の措置が取られれば重い負担となることが予想され、国民健康保険税についても同様かと思われま。

この先、除染やインフラの整備など、帰還に向けた課題は多く、町、議会の責任は重く苦難の道ですが、若い人たちを先頭にした取り組みを是非願いたい。

平成27年度も復興に向けた予算が多く提示されておりますが、依存財源であることを考え、経費削減並びに適正な運用に取り組んでいただきたい。

以上、申し上げます、平成26年度の決算審査にかかる意見とします。

平成27年9月

双葉町監査委員 五十嵐 一 雄
双葉町監査委員 高 萩 文 孝

委員会調査報告書

・総務教育常任委員会

町有財産に係る賠償状況を調査（7月28日、9月4日）

委員長 菅野 博紀
副委員長 白岩 寿夫
委員 谷津田 光治・佐々木 清一

【報告の要旨】

町有財産に係る賠償については、事故後、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針においても賠償の対象とされており、損害賠償請求書を平成24年3月8日に東京電力株式会社に提出しているとのことである。

請求内容については、不動産（土地・建物）合せて192億5,335万6,353円となっているが、請求に対しての明確な回答が示されておらず、未だに賠償に至っていない状況である。

請求している町有財産の中には、事業を起こす目的で土地を取得したが、未だに事業を起こすことができずに未登記となっている土地があり、中間貯蔵施設予定地内にもあるとのことで、委員から今後、賠償で問題が生じる可能性があるとして、その対策としてのさまざまな意見が出された。

非常に難しいことではあるが、未登記の状態で置くことは、問題発生要因の一つになるので、適正な管理と対策を講じ問題が生じないように努めるべきであり、引き続き賠償の明確な回答を引き出す努力をし、今後も東京電力に対し強く求めていくべきである。以上、概要を申し述べ報告といたします。

・産業厚生常任委員会

双葉町公共施設等を調査（7月13日、8月6日）

委員長 高萩 文孝
副委員長 羽山 君子
委員 清川 泰弘・岩本 久人

【報告の要旨】

7月13日は、町内の町道及び橋梁の被災状況について担当課から資料を基に説明を受けました。

橋梁については25箇所が被災を受け、森合橋については、町民の一時帰宅や町復興計画に合わせ、災害復旧申請のため、平成26年度に予備設計委託を実施し国の災害復旧事業に採択され、今年度に詳細設計を実施するとのことでした。

深谷こ線人道橋については、JR東日本水戸支社より今後、常磐線の復旧に支障があることから何らかの対応を求められており、町としても落下の危険性があると判断をしているため、修繕復旧を考えているとのことでした。

他の橋梁の被災状況については、地震により橋梁の取り付け部分の沈下等が大部分であり、震災後、町民の一時帰宅に支障がでないよう補修を行っているとのことでした。また一部の橋梁では通行止めによる安全対策を行っている箇所もあるとのことでした。

町道の被災状況については、林道を除く69路線で被災を受けたとのことであり、全ての路線で地震により舗装のクラックや路面の陥没、一部法面の崩落による路肩の崩れなどの被害があるとのことでした。

8月6日は、町内視察を実施しました。

深谷こ線人道橋、森合橋を中心に、現在本格除染を実施している両竹・浜野地区、他市町村からの汚染土壌等の試験輸送路及び中間貯蔵施設予定地内保管場、更には復興インターチェンジ予定地も合わせて調査を実施しました。

避難指示解除準備区域については、復興に向けた道路や本格除染が開始されているが、帰還困難区域については、依然として手つかずの状況であり、町の復旧・復興のための重要な道路網でもあるので、今後も定期的に調査を実施し、一時帰宅の住民の安全安心のためにも、道路等の維持管理に努めるべきとの委員の一致した意見でありました。以上、概要を申し述べ報告といたします。

町政を問う



羽山 君子 議員

・町の復興について

・中間貯蔵施設について

・高齢化対策について

菅野 博紀 議員

・中間貯蔵施設について

・東京電力補償・賠償について

・復興委員会について

岩本 久人 議員

・心の復興と町の復興について

羽山 君子 議員



町の復興

質問

町を復興させるには、荒廃した家屋や農地の対策を早急に講ずる必要があると思うが、町長の考えは。

町長

家屋については、町が住家等の家屋被害調査を行い罹災判定をすることになります。避難指示解除準備区域の調査に引き続き、帰還困難区域内の調査を開始したところであり、

本町は国から汚染廃棄物対策地域に指定されており処理責任は国にあるため、町が出す罹災判定で「半壊」以上と判定さ

れた住家等は所有者からの申請に基づき国が解体を行うことになることから、解体事業の実施を見据えた仮置場の確保を進めてまいります。

多くの町民から要望の多かった家庭内の片付けゴミの回収については11月より町内全域で実施する予定としております。

農地については、これまで一部農道やため池周辺の除草など帰還困難区域内での可能な対策を実施してまいりましたが、

農地、特に水田は元来、防災調整池の機能も有していることから、防災的見地からも国に農地そのものの保全管理対策を強く求めてまいります。

なお、避難指示解除準備区域においては、農地を含めた本格除染作業が今年度で完了する見込みであり、除染が完了し引き渡された農地は、本来所有者または利用者が管理していかねばならないところであり、この地域は津波被災地域でもあり、町の津波被災地域復旧・復興事業計画を策定したことから、土

地所有者等のご意向を踏まえ関係機関と協議を行いながら、今後土地利用計画と整合性のとれた農地保全の方策を検討してまいります。

中間貯蔵施設

質問

中間貯蔵施設予定地にパイロット輸送の敷地は確保されているか。

町長

環境省では双葉町及び大熊町の中間貯蔵施設建設予定地にある工業団地内に、除去土壌等を一時的に保管する保管場を段階的に整備しております。これまで、第一弾工事として、両町にそれぞれ1万³m³程度の保管容量を整備済みであり、現在第二弾工事として、それぞれ1万⁰m³程度の保管容量を確保するための整備工事を行っております。

今後、6千⁰m³程度分ずつ整備することとしており、両町分を合わせると5万⁰m³程度の保管容量となることから、県内43市

町村からの試験輸送で想定している約4万3千⁰m³分は確保できる状況にあると聞いております。

質問

将来の町づくり、地域振興等に要する財源確保のために中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金以外に何らかの交付金を求めるべきと考えるが、町長の考えは。

町長

現在町では、国・県の補助金等の財源の確保は、やはり、事業を進めていくところであり、

先般、国から東日本大震災の集中復興期間後に実施する復興事業の基本方針が示されたところであり、

この中で平成28年度以降の5年間を「復興・創生期間」と位置づけ、東京電力福島第一原子力発電所事故に関連する除染や中間貯蔵施設整備などの事業については国が全額負担することとしていますが、一方では、歳出抑制などの観点から復興事業に係る事業の一部に

自治体負担を導入することなども示されておりません。

今後の町の復興や地域振興等に要する財源の確保のため、中間貯蔵施設への搬入に伴う交付金等を求めていくことも財源確保のひとつであると考えます。

しかし、中間貯蔵施設への搬入に特化した交付金を求めることは、国から交付金等の使途に対する制限等を付されることも懸念されます。

このことは、大熊町とも協議し、両町で慎重に検討していく必要があると考えております。

既存の国等の交付金についても、長期的な財源確保をこれまでも求めてきており、今後とも、町の復興、地域振興等のニーズに合う補助対象メニューの拡大及び財源の確保を国等に求めてまいります。

高齢化対策

質問

特別養護老人ホーム「せんだん」を再開する計画になっているが、介護職員を確保するため、町としてどう関わっていくのか。

町長

現在、社会福祉法人ふたば福祉会が主体となり、特別養護老人ホームせんだんの再開に向けて着実に進行しているところであり、職員の確保についても検討していると聞いております。

震災前に勤めておられた職員の雇用や専門学校、介護職員OBへのアプローチなど継続的に行っているほか、今後、町の広報紙等の掲載協力を通しての介護職員募集や町民の方々に紹介運動を繰り返すなど、草の根運動

を考えているようですので、町としても可能な限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

福島県では福祉・介護人材を育成するために「県外からの福祉・介護人材確保支援事業」を平成26年度から、「ふくしまからはじめよう。福祉人材確保プロジェクト」を平成25年度から展開しております。

町としては、介護職員確保に向けた事業の情報提供に努め、今後、介護人材育成を目的として支援事業を検討して参ります。

質問

中通りに対してはどのような対策を考えているのか。

町長

町としては、施設入所への待機状況の把握を引き続き行うとともに、利用者ニーズを確認しながら、条件を整えば民間事業所の活用を、また双葉郡内町村と情報の共有化・連携を図り、進めてまいります。



老人クラブ連合会親睦交流会講演会のようす

菅野博紀議員



中間貯蔵施設

質問

試験搬入中だが、今までに問題になったことなどがあれば、問題点は何か伺いたい。

町長

双葉町保管場への試験輸送については、新山仮置き場からの搬入が開始されてから双葉町、浪江町、葛尾村、郡山市からの試験輸送が終了し、現在榎葉町からの搬入が行われております。輸送については、交差点への誘導員の配置、急カーブ・幅員狭小区間等の注意喚起看板の設置、

住宅地などでは徐行を行ない一時帰宅者に迷惑をかけないように、事故防止の徹底を図るよう環境省に要望し実施させており、これまでに輸送に起因した事故等の報告は受けておりません。

試験輸送では、安全かつ確実な輸送を実施できること、さらに住民の生活環境や一般交通への影響等を確認することを主たる目的とし、様々な項目について検証を進めていくとのことであり、町として、町民の皆さんの安全確保のため、道路、交通対策の検証を行い、意見、要望等を環境省や県に伝えてまいります。

質問

議会と相談しながら進めていくと言っているが、いつ相談したのか。

町長

平成27年2月4日に開催された議会全員協議会で、安全確保の協定書、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金の説明とともに、除去土壌等の輸送に

町政を問う



町政を問う



係る試験輸送ルートについて環境省から説明を受け、協議いたしました。

平成27年5月13日に開催された議会全員協議会では、双葉郡内の他町村からの汚染土壌等の試験輸送の予定について環境省から説明を受けております。

双葉町内の保管場への他市町村からの輸送については、事前に議員の皆様様に文書により周知させていただいているところです。

東京電力補償・賠償

質問

今後6年以降の行政としての対応は。

町長

原子力損害賠償紛争審査会において、町として事故後6年以降の賠償の取扱いを明らかとするよ

う、要望いたしました。

その結果、公表された原子力損害賠償紛争審査会中間指針第四次追補において、双葉町全域について、避難指示が事故後6年を大きく超えて長期化するが見込まれるため、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」として、追加賠償されることとなったところで、

これまで平成29年5月までとされていた家賃にかかる賠償については、いわき市内に計画された復興公営住宅の整備が、平成29年度後期にずれ込むことから、町としても仮設住宅等の供与期間との整合を図るよう要求したほか、閣議決定を受けた「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（福島復興指針）改訂を踏まえ、双葉町全域につ

いて、避難・帰宅等にかかる費用や家賃にかかる費用等の「避難生活にもなうその他の実費」の賠償が平成30年3月まで延長することが発表されたところ です。

一方で、中間指針は、あくまで最低の基準を示したものと理解しておりますので、事故後6年以降についても町民の被害実態に見合った賠償を行うよう、国・東京電力に強く求めてまいります。

復興委員会

質問

復興委員会で話し合われた課題が、双葉町の復興計画になるのか。

町長

双葉町の復興に関する今年度の議論の場として、双葉町民の皆様を主体とする双葉町復興町民委員会を設置しました。

今回の委員会の目的は、双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づき、避難先における町民一人

一人の生活再建と町民のきずなの維持・発展に関する取組や、町の復興に向けたビジョンとして策定された「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」に書かれた施策の具現化に向けた意見等を求めるために設置したものであります。

委員会の構成としては、個別具体的なテーマごとの議論を行うため、高齢者等福祉部会、町民コミユニティ部会、復興産業等拠点部会の3つの部会を設置するとともに、復興産業等拠点部会に、再生可能エネルギーや農業再生に特化した議論を行う新産業創出分科会を設けております。

各部会とも、委員からの意見を出しやすくするようワークショップ形式での議論を全体で5回程度行い、部会ごとの検討課題や解決策等として出された意見を本委員会に報告していただき、本委員会において議論の上、提言書をまとめていただくこととしております。この提言書は、双葉町復興まちづくり計画（第



整備が進められている中間貯蔵施設保管場

一次）に基づく事業計画書、双葉町内復興拠点基本構想、再生可能エネルギー活用推進計画に反映させていく考えであります。

解決すべき課題を深ぼりし、町が取り組むべき施策について、ご提言をいただく役割が復興町民

委員会であり、委員会提言を踏まえ、策定するのはあくまでも町であり、議会との協議を経て、来年3月までに各計画を決定したいと考えております。



岩本久人 議員



心の復興と町の復興

質問

自治会を解散した仮設住宅や復興公営住宅へ入居した住民への今後のコミュニティづくりの対策を伺う。

町長

町では、自治会が解散された応急仮設住宅にお住いの町民の方を対象に再構築を考えていただくための住民集会を開催し、入居者の意向を確認いたしました。

町政を問う



続の声は多々ありますが、若い人の入居者が少なく、自治会役員へのなり手がいないことが再構築を阻害する原因であります。

復興公営住宅に入居した住民のコミュニティづくりについては、県がコミュニティ交流員を設置し、復興公営住宅内及び地域の皆さまとの交流事業を企画、実施することとしております。

住居形態の状況も多様化していることから、それぞれの地区に避難されている町民が、借上げ住宅、応急仮設住宅、自宅再建の別にかかわらず、自治会に加入することができるよう、自治会の名称を変更したところもあります。

復興公営住宅に入居した皆さんも含め、既存の自治会への加入、各種サロンや生涯学習への参加を呼びかけるなど、コミュニティづくりを進めてまいります。

コミュニティづくりの一助として、昨年ICTきずな支援システムによりタブレット端末を希望した各世帯へ配布をしております。

今後もタブレットの利活用促進に努め、情報提供や町民同士の情報交換などを通して、町民のコミュニティ・絆の維持に取り組んでまいります。

質問

高齢者、交通弱者等の交通手段の対策を伺う。

町長

要介護、要介護認定を受けている方は、介護保険制度の中で日常生活上必要と認められる通院、日常生活用品の買い物、官公署への届け出などの外出支援を受けることができます。

要介護認定を受けられていない方については、町が社会福祉協議会に委託している「生活支援・介護予防事業」に、外出支援サービスがあります。外出支援サービスとは、車イス利用者のリフトバスによる移動支援であり

ます。

仮設住宅にお住いの方の足の確保としては、補助制度の活用により、国土交通省による地域公共交通確保維持改善事業で実施する東日本大震災の被災地域における特定被災地域公共交通調査事業の特例により、仮設住宅と病院、商店、公的機関の間の移動に限り運行可能な事業への参画で、これまで、いわき市内、福島市内、郡山市内でのバス事業者と連携した調査事業で対応しておりますが平成27年度で終了の予定になっております。

しかし、復興庁による事業の取り扱い対応方針では、特定被災地域公共交通調査事業も被災者支援として引き続き実施する方向で検討されており、実情に即した形に見直しがあるものの、国土交通省による平成28年度概算要求がなされております。ただし、期限のある調査事業であり、交通手段の確保については、今後とも持続的な対策を講じる必要があると考えております。

質問

一時帰宅における休憩場の設置について伺う。

県内・県外での慣れない避難生活が続くなか外出したくても出来ない町民の皆さま、高齢者、障がいをお持ちの方、交通弱者等の交通手段の確保が必要と考えており、他の事業での実施可能性を含め、十分に実情把握に努め検討してまいりたいと考えております。

町長

現在、町内の一時帰宅時の休憩施設としては、避難指示解除準備区域内で本格除染工事を受注した企業が現場事務所を中野地区に設置したことに伴い、受注業者のご好意により事務所の一角を冷暖房完備、水洗トイレを兼ね備えた休憩施設「ふたばふれあい広場」として利用することが可能となり、一時帰宅した町民が休憩の場として利用し



双葉中学校グラウンドの拠点除染のようす ※双葉クリーンWEBかわら版より抜粋

議会全員協議会

8月28日・9月4日・9月17日



▽8月28日

○東京電力の原子力損害賠償に係る意見・要望について

町と議会では東京電力に対し意見・要望等を提出しておりましたが、その回答書について、東京電力より内容の説明を受けました。意見・要望等及び回答について、要約してお知らせします。

【町からの意見・要望等】

- ①過去に賠償対象となった事例の水平展開
 - ②平成29年5月までとされている家賃賠償期間の延長
 - ③東京電力社員及び家族を含めた全町民への平等賠償
 - ④被災者から請求書の要求があった際の対応改善
 - ⑤町有財産（土地・建物）に係る損害賠償請求書への回答
- 【議会からの意見・要望等】
- ①中間指針に記された精神的損害等に係る賠償の詳細の提示
 - ②有形・無形文化財への賠償の有無の提示
 - ③精神的損害等に係る賠償の支払い状況及び東京電力社員及び家族を含め支払われない場合の理由の提示
 - ④就労不能損害に係る賠償の継続
 - ⑤商工業者の営業損害に係る賠償の継続
 - ⑥事故後6年以降の補償・賠償内容の提示、家賃等賠償の支払い方法の改善
 - ⑦避難先での墓地新規建立に対する補償
 - ⑧補償・賠償相談窓口の対応改善
 - ⑨震災関連死に係る弔慰金支払い対応
 - ⑩町民が安全・安心して暮らせる収束時期の提示

【町への回答】

- ①社内における引き継ぎと情報共有の徹底を図る。
 - ②平成30年3月まで。
 - ③賠償対象と判断したもののから順次。
 - ④丁寧な説明に努める。
 - ⑤検討が必要なため、回答できず状況に至っていない。
- 【議会への回答】
- ①個別事情を伺い、対応する。
 - ②祭り等で使用される太鼓や神輿等、賠償を進めている。
 - ③事情を丁寧に聞き、寄り添った対応に努める。
 - ④原則平成27年2月までで終了となるが、個別事情により最長12カ月間延長。
 - ⑤事故前逸失利益（1年相当分）の2倍を一括して賠償する。
 - ⑥平成30年3月まで。
 - ⑦持ち出し制限等による移転に要した費用は支払うこととなるが、個別事情を伺う。
 - ⑧社内における連携・情報共有等の一層の強化を図る。
 - ⑨個別事情を伺い、対応する。
 - ⑩可能な限り速やかな廃炉の実現を目指す。

▽9月4日

○定例会議案について

第3回議会定例会に提出される議案について説明を受けました。

▽9月17日

○中間貯蔵施設（保管場）への試験輸送について

試験輸送と保管場の現状、今後の試験輸送について、環境省より説明を受けました。内容は試験輸送に当たった際の安全対策や保管場の安全対策、試験輸送実施に当たったの道路補修等や今後の試験輸送についてであり、議員からは、今までの説明の経緯を問う意見などが出され、住民が安心して一時帰宅ができるよう、輸送路の補修等しっかりとした対応を行うべき、保管場の安全管理についても十分に行うべき等、様々な意見が出されました。

議会のうごき

8月

1日～2日
集まれ!ふたばっ子2015

3日
福島県町村議会正副議長・事務局長研修会

6日
産業厚生常任委員会

24日
双葉地方水道企業団議会
定例会

28日
双葉地方広域市町村圏組
合議会定例会
議会全員協議会

9月

4日
議会運営委員会
議会全員協議会
総務教育常任委員会

10日～17日
第3回定例会

25日
福島県市町村総合事務組
合議会定例会

集まれ!ふたばっ子2015



10月

6日
老人クラブ連合会親睦交流会

7日
議会報編集委員会

10日
ふたばワールド2015 in
ならは

16日
議会報編集委員会

20日～21日
双葉町総合美術展

22日
福島県町村議会議員研修会

31日
双葉町立幼・小・中学校せんだん祭

編集後記

行楽の秋、食欲の秋といいますが、先日、「ふたばワールド in ならは」が開催されました。

会場では「ふたば福幸なべ」が振る舞われ、大勢の人が味わい、舌鼓を打っておりました。

さて、9月定例会では、条例改正、町道路線認定、平成26年度決算認定などの審議が行われ、一般質問では3名の議員が質しました。

今後とも町内の除染、インフラ整備の加速と避難先での不自由、不安を解消する生活支援に取り組んでまいりたいと思います。

秋も深まり、朝夕、肌寒さを一層感じる頃となります。

どうぞご自愛くださいますよう、お願いいたします。

(岩本)



【編集委員会】

- 委員長 白岩 寿夫
- 副委員長 羽山 君子
- 委員 菅野 博紀
- 委員 岩本 久人